

「社会的養護が必要な子どもたちを育む」

～医療的ケア児にも子どもの権利、家庭養育優先原則の徹底を～

第1回 日本小児在宅医学会学術集会
セッション3「社会的養護に必要な医療的ケア児の課題」
～すべてのこどもたちに家庭養育をすすめよう～
共催：公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団

2025年 9月14日

元 厚生 労働 大臣
元 内閣 官 房 長 官
(NPO) 子どもリエゾンえひめ アドヴァイザー

塩崎 恭久

＜目次＞

1. 小児逆境体験克服には特定の大人との愛着形成	2
2. 「施設8割、里親2割」の日本	6
3. 「家庭養育原則」を導入。しかし進まない社会実装	12
4. 国の目標達成にはあと80年 !?	22
5. 再度の抜本的法改正等により、家庭養育原則の徹底を	26
6. 「医療的ケア児」にも子どもの権利、家庭養育を	34
7. 人材育成を含め、大きなパラダイムシフトが不可欠	40

<目次>

1. 小児逆境体験克服には特定の大人との愛着形成	2
2. 「施設8割、里親2割」の日本	6
3. 「家庭養育原則」を導入。しかし進まない社会実装	12
4. 国の目標達成にはあと80年 !?	22
5. 再度の抜本的法改正等により、家庭養育原則の徹底を	26
6. 「医療的ケア児」にも子どもの権利、家庭養育を	34
7. 人材育成を含め、大きなパラダイムシフトが不可欠	40

子どもの健全な発育には、特定の大人との愛着形成が不可欠。

「愛着理論 (Attachment Theory)」

- 「愛着は人間の赤子が生き延びるために必要不可欠なものである」
- 「愛着行動とは、子どもが不安な時に、親や身近にいる信頼できる人に訴え、甘え、安心しようとする行動」
- 「訴えや要求に対する応答が密な程、安定した愛着が形成され、小児期以降に安定した対人関係の礎となる。」

➡ 子どもの健全な発育は、特定の大人との愛着形成の下で実現。

英国の児童精神分析者ジョン・ボウルビィ(1907-1990)が提唱。

「子どもは生まれてから五歳ぐらいまでに、親や養育者とのあいだに愛着(強い絆)を形成し、これによって得られた安心感や信頼感を足がかりにしながら、周囲への世界へと関心を広げ、認知力や豊かな感情をはぐくんでいくという成長過程をたどります。」

出典: 友田明美著「子どもの脳を傷つける親たち」NHK出版新書

「生まれてから1歳半くらい、せいぜい2歳までが、愛着が成立する上でのタイムリミットである」

出典: 木下勝之 前日本産婦人科医会会長 愛媛県医師会における講演(2023年7月30日)資料

「小児期逆境体験」は、子どもの心身の発達に大きく影響。 「実親の愛に恵まれない子ども」の心の問題にどう向き合うか？

「子ども家庭庁の「虐待防止対策課」は、
小児期逆境体験克服課」などに改名すべきか？

虐待は、

小児期逆境体験(ACEs: Adverse Childhood Experiences)のひとつ

小児期逆境体験(ACEs: Adverse Childhood Experiences)とは

- 身体的虐待、心理的虐待、性的虐待
 - ネグレクト
 - 親との離別・死別
 - 家族の病気、家族の収監、家庭内の暴力
 - いじめを受ける
 - 被害者になること: 事件・事故、犯罪、災害など
 - 社会的に劣悪な情勢: 戦闘・戦争下、テロ、難民など
- のことで、これらは子どもの発達の順行を妨げる要因となる。

小児期の逆境体験が、後年どのような影響を与えるかの研究

ACEs Study アメリカ疾病予防管理センター 2016)

- 1995年に始まり、現在も継続的に行われている追跡研究
 - 18歳までに逆境体験(ACEs)
心理的虐待、身体的虐待、性的虐待、家庭内暴力、家庭内での薬物濫用、
家庭内の精神障害、親との離別や離婚、家族の収監
があると
 - ①精神疾患のリスクを高める: PTSD、抑うつや不安障害、精神病症状、
薬物乱用など
 - ②知的な発達や学習能力へ影響する
 - ③慢性身体疾患のリスクを高める
- ★それらは逆境体験数に比例している

【出典】田中究: 児童青年精神医学とその近接領域vol. 57 (2016)

虐待など逆境に育つ子ども達に起こる問題

- 発達に応じた、適切な養育を受けられない → 体も心も育たない。
 - 乳幼児期: 保護され、世話をされ、アタッチメント(愛着)が育つ時期
 - 学童期: 知的好奇心をもち、守られながらの活動・力試し・仲間関係の体験をする時期
 - 思春期: 仲間関係の発展、心身機能の充実、アイデンティティ確立の時期→ これらの発達課題をこなせない。
- トラウマを負う
- 生涯にわたる心身の問題を持つ

虐待などの逆境に育つ子どもが示す症状

- 乳幼児期: 栄養不良、成長阻害、ことばの遅れ、夜尿・遺尿、便秘、食行動異常、アタッチメント(愛着)の障害、睡眠障害、多動など
 - 学童期: (上記に加え) 多動・衝動性、注意集中困難、学習の遅れ、不安・恐怖、解離、身体化、ルールに従えない、嘘をつく、給食をむさぼる、不潔、身なり不整、情緒不安定、自傷、不穏・興奮など
 - 思春期: (上記に加え) 情動コントロールができない、衝動行為、対人関係上の問題(相手に近づきすぎる・振り回す、人を信じられない、適切な助けを求められないなど)、うつ、希死念慮、自殺企図、依存症、非行・反社会的行動、PTSD、複雑性PTSDなど
- * 症状は多岐にわたり、どの症状も虐待だけにみられるものはない。→ 専門的
見たてを要する。
- * 幼い頃の体験であっても、長期間にわたり、重大な症状が波のように繰り返される。→ 長期の治療が必要。

出典: 「児童精神科医療の現状と課題」 全国児童青年精神科医療施設協議会

自民党「児童の養護と未来を考える議員連盟」及び超党派「児童虐待から子どもをも守る議員の会」合同総会(2023年2月22日) 資料より

日本の児童精神科医は圧倒的に少ない（日米比較）

	未成年人口 【18歳未満】	児童精神科医数			
			未成年10万人あたり 児童精神科医数	港区だったら？ 【未成年人口4万人】	児童精神科医1人あたり 未成年人口
	(百万人)	(人)	(人)	(人)	(千人)
米国	74	11,422	15	6	6.5
日本	17	758	4	1.8	23

下記資料より塩崎恭久事務所にて作成

米国は日本の約4倍！
それでも米国児童青年精神医学会は
「まだ足りない」と訴えている。

●日本 医師数：2025年4月、未成年人口：2024年10月
出典：日本児童青年精神医学会認定医、総務省統計局

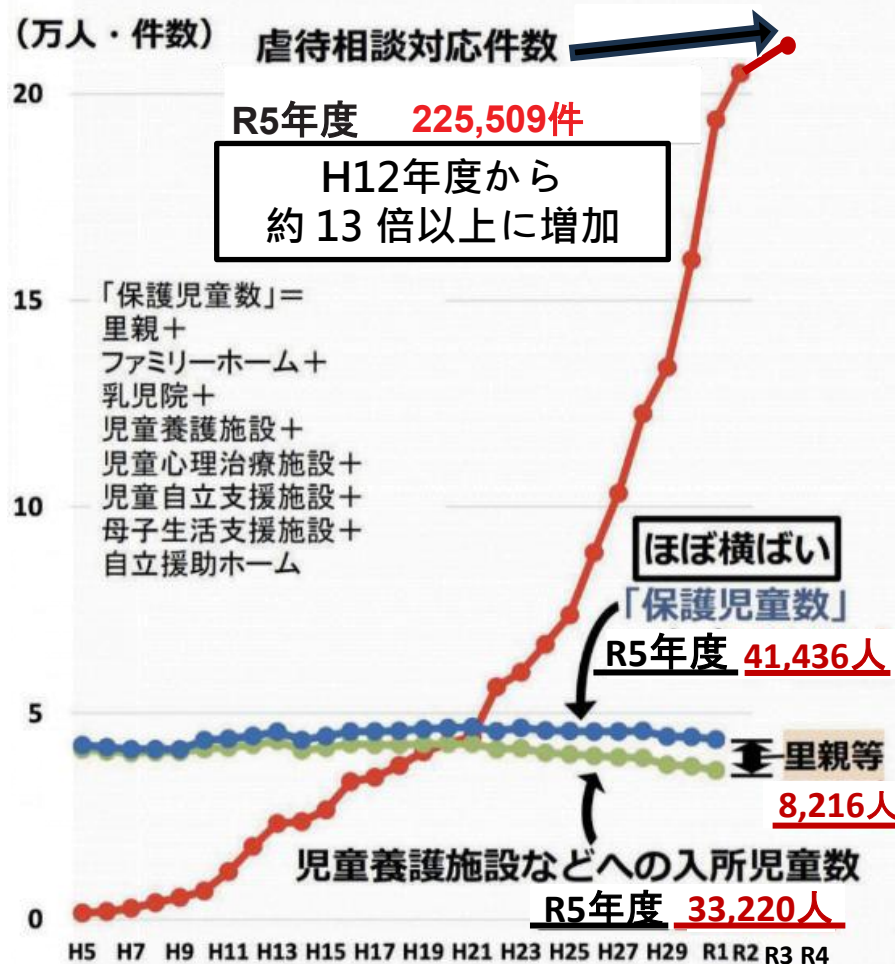
●米国 医師数：2024年、未成年人口：2022年
出典：The American Academy of Child and Adolescent Psychiatry

<目次>

1. 小児逆境体験克服には特定の大人との愛着形成	2
2. 「施設8割、里親2割」の日本	6
3. 「家庭養育原則」を導入。しかし進まない社会実装	12
4. 国の目標達成にはあと80年 !?	22
5. 再度の抜本的法改正等により、家庭養育原則の徹底を	26
6. 「医療的ケア児」にも子どもの権利、家庭養育を	34
7. 人材育成を含め、大きなパラダイムシフトが不可欠	40

虐待相談は増えても、保護児童数は横這い

なぜ日本だけ「保護される児童」が少ない？

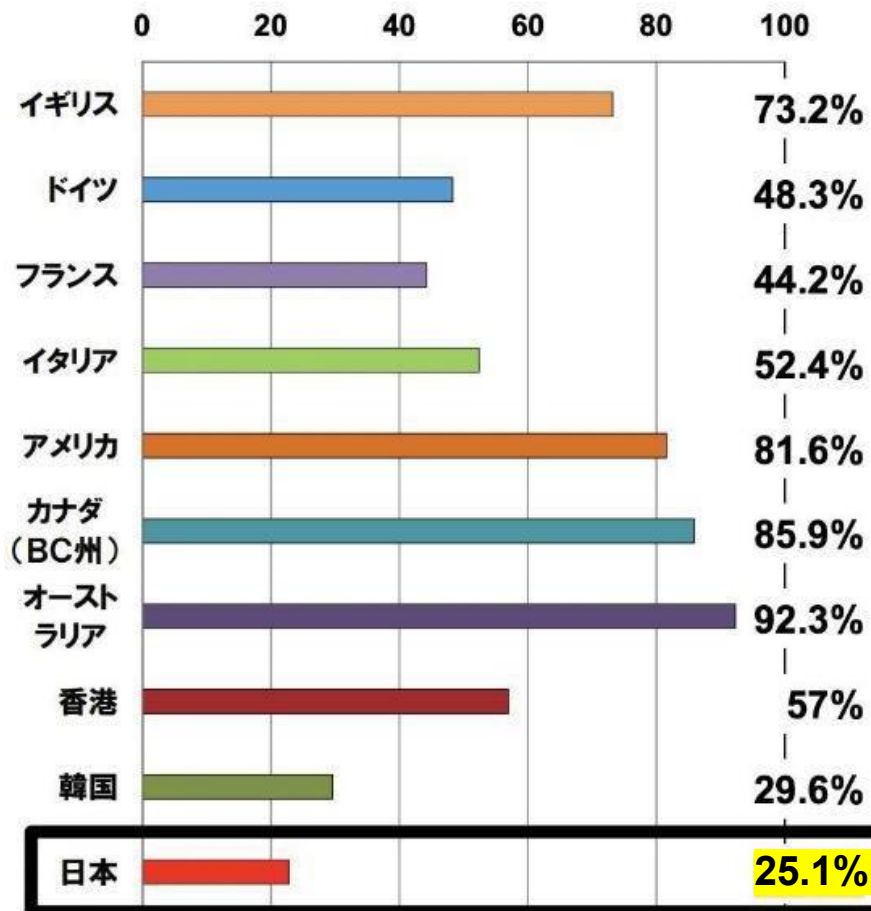


(出典) 厚労省・子ども家庭庁資料より塩崎恭久事務所作成

国名	児童人口 (千人)	保護 児童数 (千人)	児童人口 1万人当たり 保護児童数 (人)
フランス	13,427	137	102
ドイツ	14,829	110	74
イギリス	13,243	73	56
スペイン	7,550	38	51
デンマーク	1,199	13	104
ノルウェー	1,174	8	68
スウェーデン	1,911	12	63
ニュージーランド	1,006	5	49
オーストラリア	4,836	24	49
カナダ	7,090	76	109
アメリカ	74,000	489	66
日本	23,046	38	17

(出典) June Thoburn (2007) "Globalisation and child welfare: Some lessons from a cross-national study of children in out-of-home care"より抜粋

里親委託率が低い日本では、多くの子ども達が施設へ



(註) 2010年前後の値、日本のみ 2024 年 3 月末。

※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者 開原久代(東京成徳大学子ども学部)(平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ(被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究)」)

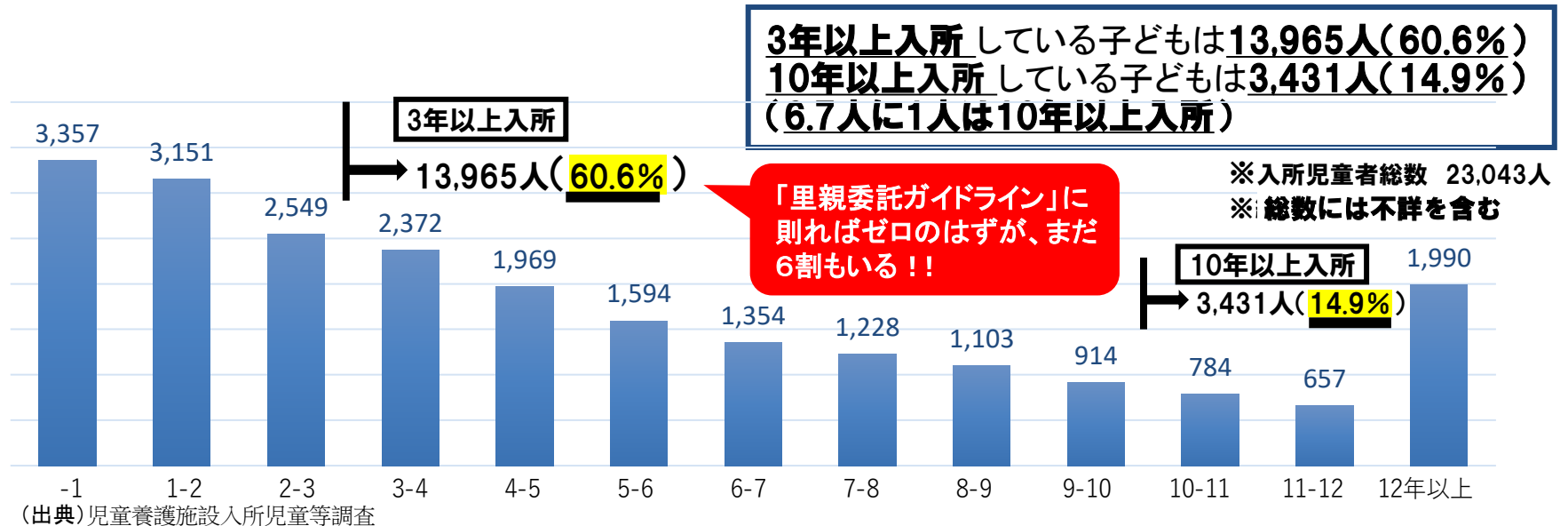
「特別養子縁組」が殆ど活用されない日本

国名	人口 (百万人)	成立件数	人口10万人 当たり件数
ドイツ	81	3,805	4.69
フランス	62	3,964	6.41
イギリス	56	4,734	8.44
アメリカ	314	119,514	38.0
日本	124	587	0.48

(註) ドイツ：2014年 フランス：2007年 イギリス：2011年 アメリカ：2012年 日本 (出典) 2023年、人口推計、司法統計年報

※イギリスはイングランドとウェールズのみ。

政府方針に反し、長過ぎる児童養護施設の入所期間（令和5年2月1日現在）



少な過ぎる児童養護施設の「小規模かつ地域分散化」（令和6年10月1日現在） 〈入所児童数ベース〉

	入所児童 総数	敷地内施設				小規模かつ地域分散型施設 （「できる限り良好な家庭的環境」）		
			大舎等	「小規模グループケア」			分園型	地域小規模 児童養護施設
				「本体施設内」	「別棟」			
人数 (構成比(%))	22,342 (100.0)	17,170 (76.9)	7,592 (34.0)	7,943 (35.6)	1,635 (7.3)	5,172 (23.1)	1,859 (8.3)	3,313 (14.8)

（出典）こども家庭庁支援局調べ

（児童養護施設数 606か所）

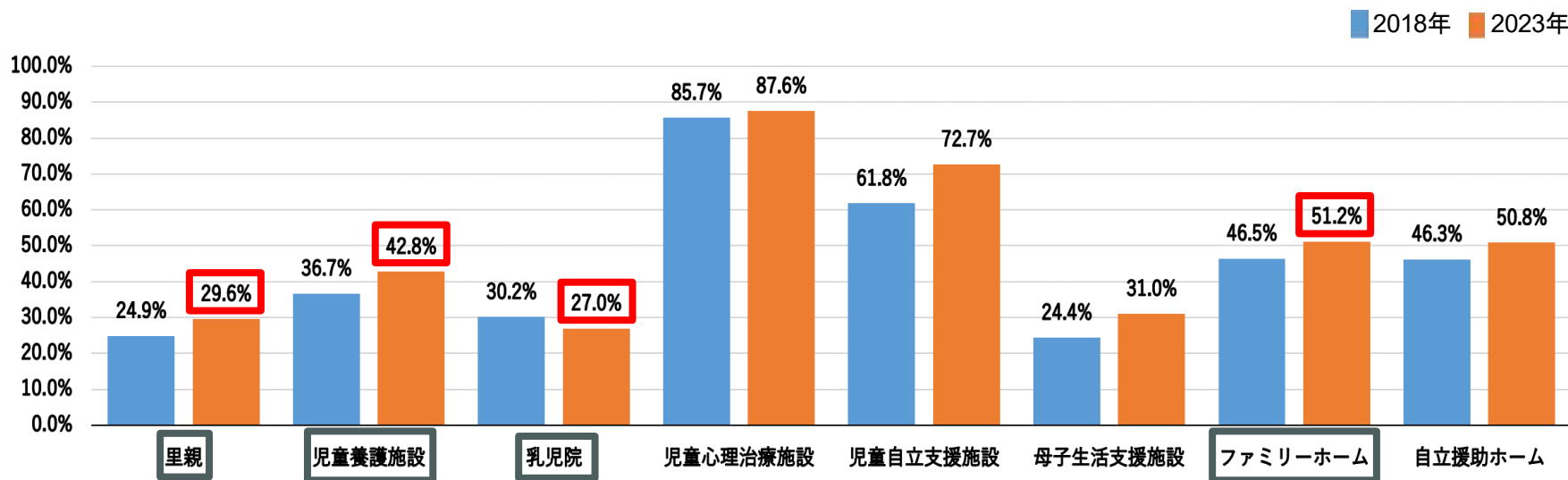
「良好な家庭的環境」に、2割強しかない！！

○障害等のあるこどもの増加

→ 子どものケアニーズに応じた支援・措置費制度
と里親等の能力担保制度の導入が急務。

社会的養護を必要とするこどもにおいては、全体的に障害等のあるこどもが増加しており、里親においては29.6%、児童養護施設においては42.8%が、障害等ありとなっている。

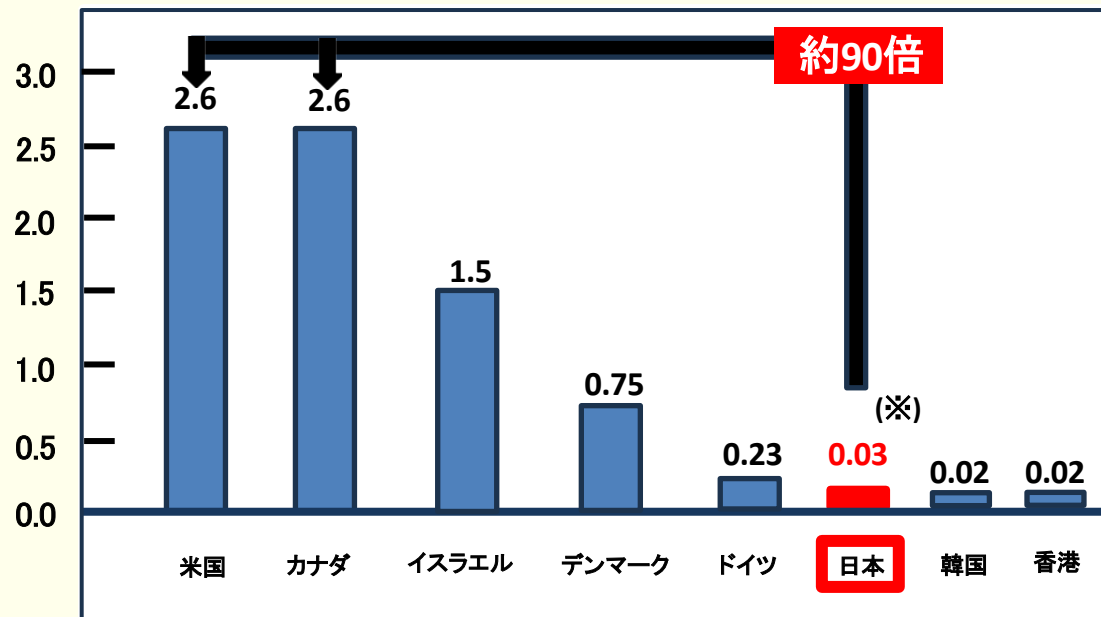
○社会的養護を必要とするこどものうち、障害等のあるこどもの割合



(出典) こども家庭庁： 「児童養護施設入所児童等調査結果（各年2月1日現在）」

社会的養護・養育予算各国比較：余りに少ない日本

名目GDPに対する社会的養護費用(予算)の割合(%)



出典:「2014年度厚労省児童福祉問題調査研究事業『社会的養護制度の国際比較に関する研究』」

(※) ただし、日本に関しては、

内閣府(2023)「国民経済計算(GDP統計) 595.2兆円(名目GDP)」

令和7年度(2025)こども家庭庁支援局家庭福祉課 社会的養護関係予算額 1,894億円
(支援局虐待防止対策課の社会的養護関係予算を含む)

<目次>

1. 小児逆境体験克服には特定の大人との愛着形成	2
2. 「施設8割、里親2割」の日本	6
3. 「家庭養育原則」を導入。しかし進まない社会実装	12
4. 国の目標達成にはあと80年 !?	22
5. 再度の抜本的法改正等により、家庭養育原則の徹底を	26
6. 「医療的ケア児」にも子どもの権利、家庭養育を	34
7. 人材育成を含め、大きなパラダイムシフトが不可欠	40

「平成28年改正児福法」における理念規定の抜本見直し

改正前の条文

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理はすべての児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

【参考】民法(明治29年法律第89号、第820条及び822条は平成23年改正)(抄)

(親権者)

第818条 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

(監護及び教育の権利義務)

第820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第822条 親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒する事ができる。

改正後の条文

第一条 (**子どもの権利**)

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される**権利を有する**。

第二条 (**子どもの最善の利益優先原則**)

全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

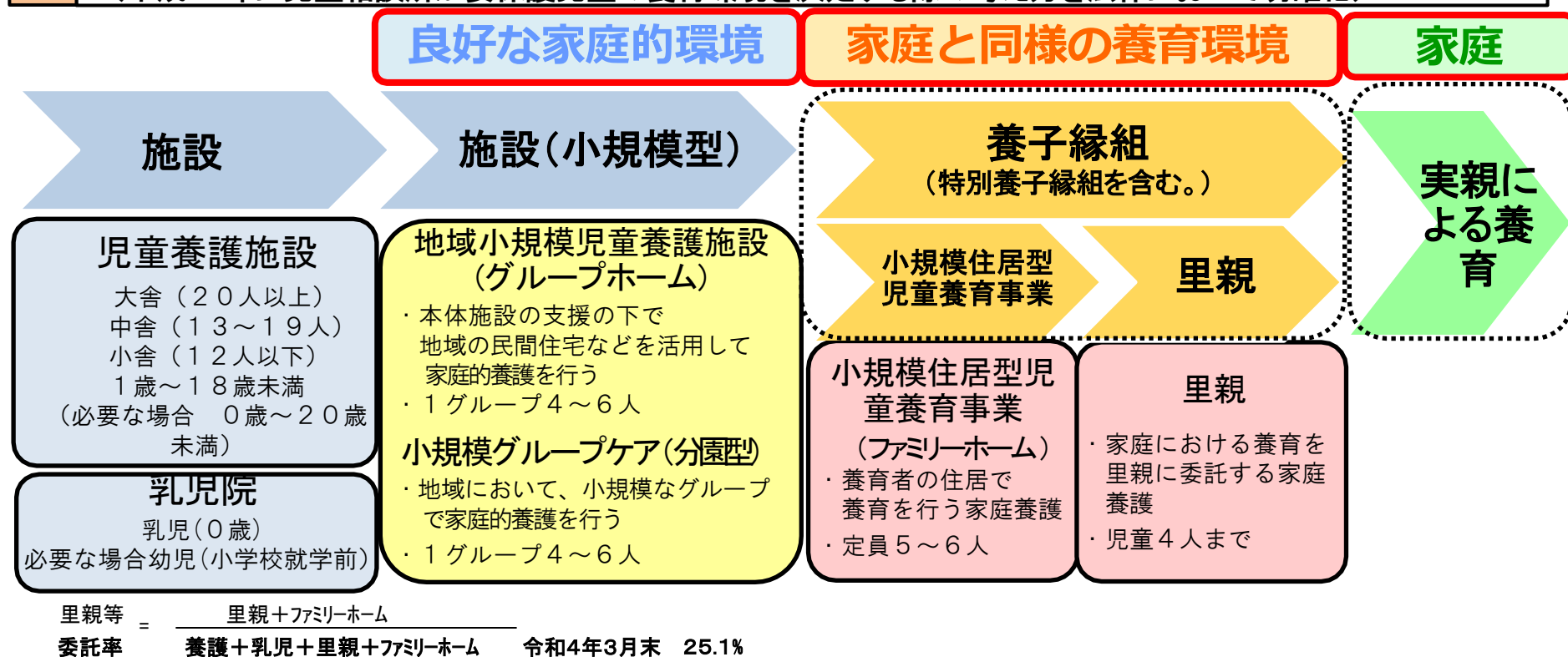
第三条の二 (**家庭養育優先原則**)

国及び地方公共団体は、児童が①**家庭**において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、(中略)児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が②**家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童が③**できる限り良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

家庭と同様の環境における養育の推進

課題

- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境を図ることが必要。
- しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約8割が施設に入所しているのが現状。
(平成28年に児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化)



平成28年改正児童福祉法による対応

- 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。

「28年改正児福法」、「29年新ビジョン」による子ども家庭支援の基本的考え方

家庭養育優先原則（障がい児、一時保護児を含む）

- ①実親
- ②特別養子縁組、里親、ファミリーホーム（「家庭と同様の環境」）
- ③「地域分散型小規模施設」までの施設（「家庭的環境」）

今後の施設の在り方（家庭養育へ早期移行支援、地域家庭支援等）

抜本改正の前

- 乳幼児期から成人(20歳)まで
- あらゆるケアニーズの子ども
- 大規模施設
- 長期間入所

「高機能化」

（施設での高度ケア）

「多機能化」

（地域での在宅支援）

抜本改正の後

- 学齢期以降（思春期など）
- ケアニーズの高い子ども
- 小規模施設
（地域分散型、「4人×4ユニット」）
- 短期間入所

- 妊婦、実親、里親、養親支援
- 一時保護委託・通学支援
- ショートステイ（子、親子）
- アフターケア
- 家庭支援、ペアレンティング、等々

社会的養育の形態と政府数値目標

「社会的養護の課題と将来像」 (2011年7月)

「新しい社会的養育ビジョン」 (2017年8月)

〔家庭的養護〕

- ・ 里親
- ・ ファミリーホーム

今後十数年をかけて
概ね **1/3**

〔できる限り家庭的な 養育環境〕

- ・ 小規模グループケア
- ・ グループホーム

今後十数年をかけて
概ね **1/3**

〔施設養護〕

- ・ 児童養護施設
 - ・ 乳児院等
- (児童養護施設はすべて
小規模ケア)

今後十数年をかけて
概ね **1/3**

① 〔家庭〕 実父母や親族等

② 〔家庭における養育環境と同様の養育環境〕

里親委託率

3歳未満
それ以外の就学前
学童期以降

概ね 5年以内に75%以上
概ね 7年以内に75%以上
概ね10年以内に50%以上

特別養子縁組成立数

概ね5年以内に年間1,000
人以上、その後も増加

③ 〔できる限り良好な家庭的環境〕

小規模かつ地域分散型施設、まで

〔施設の新たな役割〕

施設入所は、措置前の一時的な入所に加え、高度専門的な対応が必要な場合が中心。
高機能化、多機能化を図り、地域で新たな役割を担う。

28年改正児福法の「**公布通知**」には、「**家庭養育**」が原則と明記。

「**施設養育**」は専門的ケアに限定。

「**児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）**」（平成28年6月3日）

2 家庭と同様の環境における養育の推進（公布日施行）

(1) 改正の趣旨

家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要であることから、その旨を法律に明記する。

一方、保護者により虐待が行われているなど、家庭で適切な養育を受けられない場合に、現状では児童養護施設等の施設における養育が中心となっているが、家庭に近い環境での養育を推進するため、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を一層進めることが重要である。このため、こうした場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則である旨を法律に明記する。

ただし、専門的なケアを要するなど、里親等への委託が適当でない場合（※1）には、施設において養育することとなるが、その場合においても、できる限り小規模で家庭に近い環境（小規模グループケアやグループホーム等）において養育されるよう必要な措置を講じなければならない旨を法律に明記する。

これらの規定に基づき、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進することが重要（※2）である。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とすることとする。

※1 里親等への委託が適当でない場合について、具体的にどのようなケースがあり得るか、今後、「里親委託ガイドライン」（平成23年3月30日付け雇用均等・児童家庭局長通知）の改正等によりお示しする予定である。

施設での専門的ケアは、家庭養育移行の為の期限付き一時的措置

「里親委託ガイドライン」

令和3年3月29日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 → 児相設置自治体の長

3. 里親委託する子ども

(中略)

(6) 里親へ委託することが難しい子ども

すべての子どもは養子縁組里親を含む里親委託を原則として検討するが、次のような場合は当面、施設入所措置により子どものケアや保護者対応を行いながら、家庭養護への移行を検討する。

- ① 情緒行動上の問題が大きいなど、家庭環境では養育が困難となる課題があり、施設での専門的なケアが望ましい場合
- ② 保護者が里親委託に明確に反対し、里親委託が原則であることについて説明を尽くしてもなお、理解が得られない場合（法第28条措置を除く）
- ③ 里親に対し、不当な要求を行うなど対応が難しい保護者である場合
- ④ 子どもが里親委託に対して明確に反対の意向を示している場合
- ⑤ 子どもと里親が不調になり、子どもの状態や不調に至った経過から、施設でのケアが必要と判断された場合
- ⑥ きょうだい分離を防止できない場合や、養育先への委託が緊急を要している場合など、適当な「家庭における養育環境と同様の養育環境」が提供できない場合

（この場合については、あくまでも一時的なものとし、積極的に里親の新規開拓に取り組み、できるだけ早期に「家庭における養育環境と同様の養育環境」に移行させること。なお、「一時的」とは、乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数ヶ月以内には移行すべきであり、就学後の子どもについては、長くとも3年以内には移行すべきである。）

平成28年抜本改正以降、施設は家庭養育推進の担い手に生まれ変わった。

(平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知 *より抜粋)

* 「『乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方』について」 (2018年)

1. 高機能化及び小規模かつ地域分散化のあり方

- ・ 今後、乳児院・児童養護施設においては、家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対する専門性の高い施設養育を行う体制を整える必要がある。
- ・ 改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則を進めるに当たっては、乳児院・児童養護施設においては、こうした子どもの呈する情緒・行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むことにより、早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託等へとつなげていくことが求められる。
- ・ また、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアが、高機能化に当たっての原則となる。

(略)

2. 多機能化・機能転換のあり方

- ・ これまで乳児院や児童養護施設が培ってきた豊富な体験による子どもの養育の専門性を、施設養育の高機能化により発展させていくことはもとより、社会的養育を充実・強化するための地域社会における貴重な資源として、在宅支援や里親支援などの多機能化・機能転換を図る中でも発揮していくべきである。

(略)

- ・ 各施設の実施には、様々なバリエーションが考えられるが、以下に求められる機能とその意義及び課題を示す。

- ①一時保護委託の受入体制の整備
- ②養子縁組支援やフォスティング機関の受託をはじめとする里親支援機能の強化
- ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

引き続き全体として、「家庭養育２割、施設養育８割」のまま。

(2023年2月1日現在)

	家庭養育												施設養育				主な社会的養育 形態合計	
	里親				ファミリーホーム		児童養護施設				乳児院							
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%				
0～2歳	658	24.7 (8.5)	612	23.0 (10.1)	46	1.7 (2.7)	2,003	75.3 (8.5)	115	4.3 (0.5)	1,888	71.0 (78.5)	2,661	100.0 (8.0)				
3～5歳	1,191	31.4 (15.3)	1,032	27.2 (17.0)	159	4.2 (9.3)	2,602	68.6 (15.3)	2,093	55.2 (9.1)	509	13.4 (.5)	3,793	100.0 (11.4)				
6～12歳	2,830	22.7 (36.4)	2,142	17.2 (35.4)	688	5.5 (40.2)	9,635	77.3 (36.4)	9,629	77.2 (41.8)	6	0.1 (0.3)	12,465	100.0 (37.5)				
13～19歳	3,066	21.6 (39.5)	2,258	15.9 (37.3)	808	5.7 (47.2)	11,141	78.4 (39.5)	11,141	78.4 (48.3)	0	0.0 (0.0)	14,207	100.0 (42.8)				
児童合計 ※	7,770	23.4 (100.0)	6,057	18.2 (100.0)	1,713	5.2 (100.0)	25,447	76.6 (100.0)	23,043	69.4 (100.0)	2,404	7.2 (100.0)	33,217	100.0 (100.0)				

※ %表示は：上段⇒養育形態別、下段⇒年齢階層別。児童合計には年齢不詳も含む。

出所：こども家庭庁

特別養子縁組も低迷傾向が変わらず。

特別養子縁組の成立件数

2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
474	513	542	495	616	624	711	693	683	580	587

出典：司法統計年報

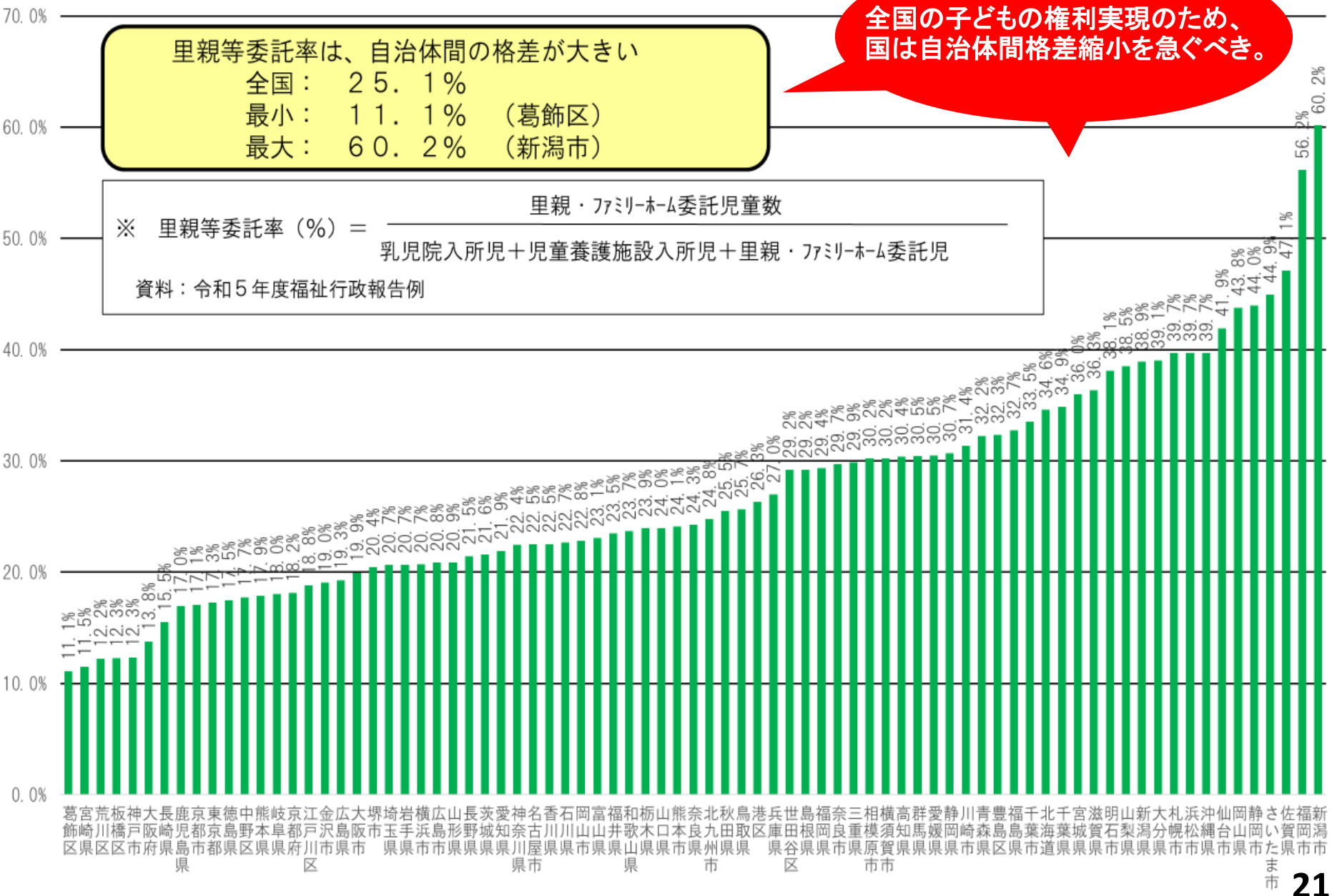
都道府県市別の里親等委託率の差

79都道府県市区別里親等委託率（令和5年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい
全国： 25.1%
最小： 11.1%（葛飾区）
最大： 60.2%（新潟市）

全国の子どもの権利実現のため、
国は自治体間格差縮小を急ぐべき。

※ 里親等委託率（%） = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$
資料：令和5年度福祉行政報告例



<目次>

1. 小児逆境体験克服には特定の大人との愛着形成	2
2. 「施設8割、里親2割」の日本	6
3. 「家庭養育原則」を導入。しかし進まない社会実装	12
4. 国の目標達成にはあと80年 !?	22
5. 再度の抜本的法改正等により、家庭養育原則の徹底を	26
6. 「医療的ケア児」にも子どもの権利、家庭養育を	34
7. 人材育成を含め、大きなパラダイムシフトが不可欠	40

里親等委託率の推移

0～2歳児の里親委託率目標「75%」達成には、このままだと、あと80年かかる!?

$$\frac{48.1\% (75.0\% - 26.9\%)}{0.6\% (26.9\% - 25.0\%) \div 3} \div 80\text{年}$$

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成24年度末の14.8%から、令和5年度末には25.1%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※			合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 0～2歳 (%)		児童数 (人)	割合 (%)
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	—	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	—	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	—	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	—	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	—	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	—	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	—	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	(27.7)**	20.5	34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	(28.9)	21.5	34,791	100
令和2年度末	23,631	69.9	2,472	7.3	7,707	25.0	22.8	33,810	100
令和3年度末	23,008	69.4	2,351	7.1	7,798	25.3	23.5	33,157	100
令和4年度末	22,578	68.7	2,306	7.0	7,968	26.2	24.3	32,852	100
令和5年度末	22,162	67.8	2,316	7.1	8,216	26.9	25.1	32,694	100

児童福祉法抜本改正。

「乳幼児期は里親等への委託が原則」との基本方針はどこに!?

変化は全く加速していない!!

里親等委託率

23

※「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。

ファミリーホームは、令和5年度末で487か所、委託児童1,810人。

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

※※（）内は0～6歳。

— は、乳幼児期の里親等委託率のデータが存在しない事を示す。

里親等への委託推進：一時保護時、障害児、数値目標、措置変更

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」 (2024年3月12日)

(その2)

2. 基本的考え方

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取り組み

● 代替養育を必要とするこどもに対しては、一時保護時や何らかの障害のあるこどもも含め、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要があり、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、こどもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（平成28年6月3日付け雇児発0603第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「平成28年改正児童福祉法公布通知」という。）に基づき、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする。

● 国においては、遅くとも令和11年度までに、全ての都道府県において、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組を推進する。各都道府県においては、こどもの権利やこどもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであることから、個々のこどもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とするこどもの数の見込み等を踏まえ、全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう、数値目標と達成期限を設定する。

(中略)

3. 項目ごとの策定要領

(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取り組み

なお、上述した国の数値目標を既に達成している又は達成する見込みのある都道府県にあっては、(ii)～(iv)を確実に実行するとともに、国の数値目標を超え、100%を目指した目標を設定すること。

(中略)

(iv) 施設入所が長期化しているこどもについては、こどもの課題に応じて早急に自立支援計画の見直しを行い、里親等委託を検討する必要がある。特に乳児院に入所しているこどもについては、できるだけ早い時期に家庭における養育環境と同様の家庭環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることがこどもの心身の成長や発達には不可欠であることから、原則として里親等委託への措置変更を行う必要があること。

都道府県社会的養育推進計画（後期）において設定している里親等委託率

【令和7年7月31日時点】

- 国が示す目標値は、乳幼児の里親等委託率 75%以上、学童期以降の里親等委託率 50%以上
- **39自治体[49.4%]**が、全ての年齢区分（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）において国が示す目標値以上で設定
- 年齢区分別の国が示す目標値以上での設定は、**3歳未満：53自治体[67.1%]**、**3歳以上の就学前：48自治体[60.8%]**、**学童期以降：44自治体[55.7%]**

自治体名	3歳未満	3歳以上 ～就学前	学童期 以降
北海道	75.0%	75.0%	50.0%
青森県	76.0%	75.8%	50.2%
岩手県	42.1%	46.2%	51.1%
宮城県	75.0%	75.0%	50.0%
秋田県	75.0%	75.9%	50.0%
山形県	52.6%	75.0%	31.7%
福島県	75.0%	75.0%	50.0%
茨城県	70.0%	70.0%	70.0%
栃木県	75.0%	75.0%	50.0%
群馬県	75.0%	75.0%	50.0%
埼玉県	49.2%	52.2%	38.2%
千葉県	75.9%	55.4%	33.3%
東京都	50.5%	50.5%	33.6%
神奈川県	48.8%	55.2%	21.1%
新潟県	60.0%	75.0%	50.0%
富山県	75.0%	75.0%	50.0%
石川県	75.0%	75.0%	50.0%
福井県	75.0%	65.0%	35.0%
山梨県	75.0%	75.0%	50.0%
長野県	75.0%	75.0%	50.0%

自治体名	3歳未満	3歳以上 ～就学前	学童期 以降
岐阜県	78.0%	68.8%	33.3%
静岡県	67.0%	59.0%	48.0%
愛知県	55.9%	45.7%	30.2%
三重県	60.0%	60.0%	40.0%
滋賀県	80.0%	80.5%	55.7%
京都府	65.0%	60.0%	40.0%
大阪府	54.0%	27.0%	23.0%
兵庫県	70.0%	60.0%	50.0%
奈良県	75.0%	75.0%	50.0%
和歌山県	75.0%	75.0%	50.0%
鳥取県	未策定	未策定	未策定
島根県	75.0%	75.0%	50.0%
岡山県	75.0%	75.0%	50.0%
広島県	62.8%	45.2%	32.8%
山口県	75.0%	75.0%	50.0%
徳島県	75.0%	75.0%	50.0%
香川県	75.0%	75.0%	50.0%
愛媛県	83.3%	76.9%	51.7%
高知県	75.0%	75.0%	50.0%
福岡県	75.0%	75.0%	50.0%

自治体名	3歳未満	3歳以上 ～就学前	学童期 以降
佐賀県	75.0%	75.0%	50.0%
長崎県	75.0%	50.9%	40.3%
熊本県	76.9%	76.9%	35.6%
大分県	75.0%	75.0%	35.0～ 50.0%
宮崎県	55.0%	44.0%	35.0%
鹿児島県	44.9%	64.4%	36.5%
沖縄県	75.0%	75.0%	50.0%
札幌市	75.0%	75.0%	50.0%
仙台市	76.9%	76.0%	52.1%
さいたま市	49.2%	52.2%	38.2%
千葉市	75.0%	75.0%	50.0%
横浜市	50.2%	43.7%	33.3%
川崎市	76.0%	75.0%	50.0%
相模原市	75.0%	76.0%	50.0%
新潟市	75.0%	85.0%	75.0%
静岡市	75.0%	65.0%	44.7%
浜松市	75.0%	70.0%	50.0%
名古屋市	70.0%	50.0%	30.0%
京都市	75.0%	75.0%	50.0%
大阪市	42.9%	45.0%	34.0%

自治体名	3歳未満	3歳以上 ～就学前	学童期 以降
堺市	75.0%	75.0%	33.0%
神戸市	65.0%	65.0%	33.0%
岡山市	75.0%	75.0%	50.0%
広島市	62.8%	45.2%	32.8%
北九州市	75.0%	75.0%	50.0%
福岡市	75.0%	82.1%	48.3%
熊本市	76.9%	76.9%	38.1%
港区	75.0%	100.0%	50.0%
世田谷区	75.0%	75.0%	35.1%
中野区	80.0%	50.0%	24.6%
豊島区	35.7%	66.7%	32.9%
荒川区	22.2%		
板橋区	75.0%	76.9%	27.2%
葛飾区	23.1%		
江戸川区	52.4%	53.1%	34.4%
横須賀市	75.0%	75.0%	50.0%
金沢市	75.0%	75.0%	50.0%
豊中市	75.0%	75.0%	50.0%
明石市	100.0%	100.0%	70.3%
奈良市	81.8%	75.0%	50.6%

※鳥取県については、令和7年7月31日現在策定中のため、「未策定」と表示している。

<目次>

1. 小児逆境体験克服には特定の大人との愛着形成	2
2. 「施設8割、里親2割」の日本	6
3. 「家庭養育原則」を導入。しかし進まない社会実装	12
4. 国の目標達成にはあと80年 !?	22
5. 再度の抜本的法改正等により、家庭養育原則の徹底を	26
6. 「医療的ケア児」にも子どもの権利、家庭養育を	34
7. 人材育成を含め、大きなパラダイムシフトが不可欠	40

「児童の養護と未来を考える議員連盟」の政策提言の骨子（2025年5月22日）

1. 「子ども個々のケアニーズ」に応じた支援への転換

- 逆境体験による心の傷、障害等、「子ども個々のケアニーズ」に応じた支援への転換（一人ひとりの「心の傷」に着目）
 - 個々のケアニーズに応じた里親委託費、施設措置費等の体系構築
 - 個々のケアニーズに応じた支援の人的要件、人員配置基準、人材育成
- 「個々のケアニーズに応じた支援等検討会（仮称）」の速やかな設置

2. 「乳児（3歳未満児）」等の家庭養育原則の徹底

- 一時保護を含め、乳児（3歳未満児）等の家庭養育原則の徹底
- 一時保護中心に、常時受け入れ可能な「乳幼児短期緊急里親」の制度化
- 「赤ちゃん里親」、「乳幼児ファミリーホーム」の制度化
- 乳児院の高機能化、多機能化の加速（定義明確化、インセンティブ強化、等）

3. 「社会的養育としての特別養子縁組」支援の抜本強化

- 「特別養子縁組は子どもの社会的養育の一形態」との子どもを起点とする認識の徹底
- 包括的支援パッケージを策定。ケアニーズに応じた支援への転換（含む財政支援）
- 児童相談所、民間あっせん団体での扱いの有機的統合・情報一元化、等。
- 「出自を知る権利」行使に対応可能な国の体制整備・情報一元管理体制の整備等
- 児童相談所等でのパーマネンシー保障概念の徹底
- 「パーマネンシー保障としての特別養子縁組支援推進検討会（仮称）」早期設置

4. 施設の「高機能化、多機能化、地域小規模化」大幅加速への支援強化

- 「高機能化（≡ 治療施設化）」の定義、要件の明確化、「多機能化」と合わせたインセンティブの格段の強化等を通じ、施設の転換の大幅加速を支援。
- 令和11年度までの全面「地域小規模化」に合わせ、「地域小規模」以外の施設整備の原則即時停止（含む老朽化対策）
- 児童福祉法第37条（乳児院）、第41条（児童養護施設）の目的、使命、責務等の規定法文の全面書き換え、法改正

5. その他の追加改革

- 児童精神科医療等子どもの心の診療体制・診療報酬の抜本強化（こ家庁＜司令塔＞・厚労省障害保健福祉部・同保険局による新たな対策協議会の設置、等）
- 司法面接から精神科治療までワンストップ「日本版CAC」整備
- 一時保護児、障害児等の家庭養育優先原則の徹底
- 里親支援センターの委託児童数等に応じた措置費支弁
- ファミリーホーム4人定員化
- 児童相談所内の家庭養育担当者の増強
- こども家庭センター職員の配置基準の法定化および児童家庭支援センターの義務的経費化等による在宅支援の強化
- 法定研修等の総合的抜本見直し
- 社会的養育人材の専門性強化（「こども家庭ソーシャルワーカー」資格取得促進、「子ども家庭福祉士（仮称）」の国家資格化、等）
- 法的対応可能な「日本版CDR」確立

議連として、目下の2つの専門委員会設置をこども家庭庁に強力に働き掛けの中。

子どもの権利実現には、「ケアニーズに応じた支援」の提供が不可欠。

既に「新しい社会的養育ビジョン」(2017年)は方向性を明示していた！！

「新しい社会的養育ビジョン」には、「ケアニーズ」との言葉が32回も登場していたが……

2. 新しい社会的養育ビジョンの骨格

(中略)

他方、親子分離が必要な場合には、一時保護も含めた代替養育のすべての段階において、子どものニーズに合った養育を保障するために、代替養育はケアニーズに応じた措置費・委託費を定める。代替養育は家庭での養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供し、短期の入所を原則とする。また、里親を増加させ、質の高い里親養育を実現するために、児童相談所が行う里親制度に関する包括的業務(フォスティング業務)の質を高めるための里親支援事業や職員研修を強化するとともに、民間団体も担えるようフォスティング機関事業の創設を行う。(P1)

(中略)

4. 代替養育

3) ケアニーズに応じた措置費・委託費への移行

現状の措置費は、里親類型や施設類型により一律になっている。つまり、子どもがそのような類型に当てはめられているのである。子どもによってケアのニーズは様々な程度であり、子どものケアニーズによって措置費や委託費が定められるべきである。現行の被虐待児受入加算費のように虐待を受けていた子どもかどうかによって加算するのではなく、子どものニーズを適切に把握する方法を検討し、これに基づく加算を行うべきである。つまり、年齢、行動上の問題、心理的問題、医療的ケアの必要性などに基づき、ケアニーズの内容や程度による措置費及び委託費の加算制度を導入する必要がある。それにより、施設類型に子どもを合わせるのではなく、子どものニーズによるケアが提供されることとなる。そのためには、国は早急にケアニーズの内容や程度による加算制度に関する検討を開始するべきである。(P21)

里親制度の概要

- 里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
 - ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とを制度上区分
 - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、研修を義務化
 - ・平成29年度から、里親の新規開拓から委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修を義務化
- 里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は6人まで（委託児童については4人まで）なお専門里親については委託児童2人まで
- ※里親が行う養育に関する最低基準第17条第1項及び第2項

種類	総数	養育里親	うち専門里親	養子縁組里親	親族里親
対象児童	—	要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
登録里親数	17,381世帯	14,725世帯	712世帯	7,364世帯	632世帯
委託里親数	5,181世帯	4,180世帯	170世帯	326世帯	580世帯
委託児童数	6,406人	5,027人	208人	353人	818人

※里親数・児童数は福祉行政報告例（令和6年3月末現在）
※なお、総数については各里親類型間に重複があるため一致しない

里親に支給される
手当等

※令和7年度単価

里親手当
(月額) **養育里親 90,000円 (2人目以降も同額)**
専門里親 141,000円 (2人目も同額)

※令和2年度から2人目以降の手当額を1人目と同額まで増額

一般生活費 (食費、被服費等。1人当たり月額) **乳児 65,910円、乳児以外 57,080円**

その他 (幼稚園・保育所費、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学進学等支度費、医療費、通院費等)

「ケアニーズに応じた支援」の検討に参考となる、米・ワシントン州のケア提供者報酬体系

Phase 1 – Caregiver Support Level Payments for Licensed Caregivers

Implementation January 1, 2024

	LEVEL 1	LEVEL 2	LEVEL 3	LEVEL 4	LEVEL 5	LEVEL 6	LEVEL 7
New Support Levels	Basic Maintenance Foster Care	Support Needs: Adolescent Low Needs	Support Needs: Chronic Physical Health	Support Needs: Developmental Disability	Support Needs: Developmental Disability & Chronic Physical Health	Support Needs: Moderate Mental Health	Support Needs: Complex Mental Health
Rates for Caregiver Support Levels Based on Age– <i>Levels 2-7 rates include Basic</i>							
Age: 0-5	\$722	N/A	\$1,407	\$1,749.50	\$2,092	\$2,434.50	\$2,777
Age: 6-11	\$846	N/A	\$1,531	\$1,873.50	\$2,216	\$2,558.50	\$2,901
Age: 12+	\$860	\$1,202.50	\$1,545	\$1,887.50	\$2,230	\$2,572.50	\$2,915

障害によるケアニーズ、年齢により、21種類の報酬分類。



現行児童福祉法は、施設の使命、役割等を全く具体的に定めていない。
➡ 高機能化、多機能化等、国が定めた新たな使命、役割等を明記する法改正が不可欠。

(乳児院)

第三十七条 乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

(児童養護施設)

第四十一条 児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

国の方針通り、施設の高機能化（専門的ケア）、多機能化（在宅支援等）等を児福法に明記すべき。

「児童の養護と未来を考える議員連盟」の児童福祉法改正原案の一部

（乳幼児総合支援センター）

第三十七条 乳幼児総合支援センター（以下この条において「センター」という。）は、妊産婦並びに乳児、満三歳に満たない幼児及び特に支援が必要と認められる満三歳以上の幼児（以下この条において「乳幼児」という。）に対する在宅における支援を行うことを目的とする施設とする。

2 前項に定めるもののほか、センターは、次に掲げる機能を有するものとする。

- 一 乳幼児を対象とした小規模住居型児童養育事業を行い、又は当該事業を行う者を支援すること。
- 二 養子縁組の成立を援助し、又は養親及び養子で構成される家庭を支援すること。
- 三 センターの職員が乳幼児の里親となり、当該センターがその家庭を支援すること。

（児童養護施設）

第四十一条 児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童であつて、第二十七条第二項の政令で定める事由がある場合において小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親による養育を行うことが困難であり又は適当でないものを、その事由が解消されるまでの必要最小限度の期間入所させて、その高度な専門性に基づき、これができる限り良好な家庭的環境において養護し、あわせて、当該児童の関係者を支援することにより、当該児童が速やかに家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるように必要な環境を整備すること及び退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

2 児童養護施設は、地域に分散して配置される小規模な施設として、前項の養護又は援助を行うことを原則とする。

3 前二項に定めるもののほか、児童養護施設は、その高度な専門性を生かして、地域における社会的養育を充実強化する資源として、養子縁組又は里親の支援、在宅における支援その他の機能を整備するものとする。

米国の連邦議会、NGO等は、家庭養育推進、パーマネンシー保障重視を牽引

科学的に「施設養育は有害」との共通認識

「施設における集団養育 (group care) は、子ども、特に乳幼児にとって有害 (harmful) であることはエビデンスから明らかであり、… 子どもの一生に影響を与えてしまう。」

(2024年12月6日、超党派 児童養護議連にて、キャロル・ショーファー 米国 QPI プログラム弁護士)

米連邦議会は、グループ(施設)ケア支援は極めて抑制的

★米国連邦法 Family First Prevention Services Act of 2018 によって改正された Social Security Act 中の、Foster care maintenance payments program には、連邦政府の支援対象となる施設には、以下のような要件を賦課し、抑制するとともに、治療的施設等に限定することを明確化。

- ① Foster care maintenance payments 支払いの対象となる child-care institution (施設) は、「養育する子どもは25人以下」であること。
- ② しかし、子どもが6人を超えるグループケアに2週間以上措置されると、その子どもの分に関し、連邦政府からの州政府への支援は停止。
- ③ 3週目以降も25人以下の施設で連邦政府支援継続の例外は、Qualified Residential Treatment Program (QRTP) と呼ばれる治療的施設等のみ。

NGOは、マルトリートメント抑止、里親推進、パーマネンシー家庭養育・養子重視が主流



オフィシャルウェブサイトより

(<https://adoptioncouncil.org/article/foster-care-and-adoption-statistics/>)

It is important to remember that an increase or decrease in the number of children entering foster care should not be our measure of success.

Rather, our goal should be to ① reduce child maltreatment rates, ② reduce time spent outside permanent family care, and ③ reduce timeframes and numbers of children awaiting adoption.

<目次>

1. 小児逆境体験克服には特定の大人との愛着形成	2
2. 「施設8割、里親2割」の日本	6
3. 「家庭養育原則」を導入。しかし進まない社会実装	12
4. 国の目標達成にはあと80年 !?	22
5. 再度の抜本的法改正等により、家庭養育原則の徹底を	26
6. 「医療的ケア児」にも子どもの権利、家庭養育を	34
7. 人材育成を含め、大きなパラダイムシフトが不可欠	40

「新ビジョン」では、**医療的ケア児**にも家庭養育が保障されるべき、と明記。

「医療的ケアの専門性のある里親」と「**相応の委託費**」の必要性にも言及。

「**新しい社会的養育ビジョン**」(2017年)

「**新しい社会的養育ビジョン**」には、「医療的ケア」との言葉が10回登場していたが……

- 障害児や医療的ケア児に関しても家庭養育が保障される必要がある。障害児入所施設や病院付設の乳児院の利用実態を把握し、障害児や医療的ケア児の里親委託に向けた体制づくりを行う必要がある。(P20)
- また、障害のある子ども、医療的ケアを必要とする子どもも家庭環境が必要なことから、そのような子どもたちを一時保護できる里親等を養成する必要がある。(P23)
- つまり、年齢、行動上の問題、心理的問題、医療的ケアの必要性などに基づき、ケアニーズの内容や程度による措置費及び委託費の加算制度を導入する必要がある。それにより、施設類型に子どもを合わせるのではなく、子どものニーズによるケアが提供されることとなる。(P31)
- 新設すべき養育里親の類型としては、ショートステイに特化して登録し、市区町村とフォスティング機関が連携して利用できるショートステイ里親や一時保護を受ける一時保護里親など類型も必要である。また、親子(母子)への生活を提供して子どもの安全と親の安定を図る里親や、あるいは**医療的ケアの必要な子どもや行動障害のある子どもなどを対象にし、一定の専門性を有した者が養育に専念して行う里親**が考えられる。これらの里親類型は、**里親養育への専念を義務化**する一方(**里親養育の職業化**)、**相応の委託費が支払われることによって安定した委託が期待**できる。さらに、**多様な里親類型を創設**していくことで、里「親」の名称も変更すべきである。(P33)

国は、**医療的ケア児の社会的養育の現状**を本年末にかけ、初めて把握へ。

(こども家庭庁からヒアリング〈2025年8月5日〉結果 その1)

1. 医療的ケア児の社会的養育形態別統計を本年末までに調査・公表

★ 社会的養育形態別（里親、施設等養育形態別）の医療的ケア児に関する統計は皆無。

⇒ 子ども家庭庁は、医療的ケア児の社会的養育形態別実態に関する統計を、初めて調査の上、本年末までに公表の方針。

—— 現状は、「障害等のある子ども」の社会的養育形態別統計のみ存在。

2. 医療的ケアに必要な医療職有資格里親の統計も、本年末までに調査・公表

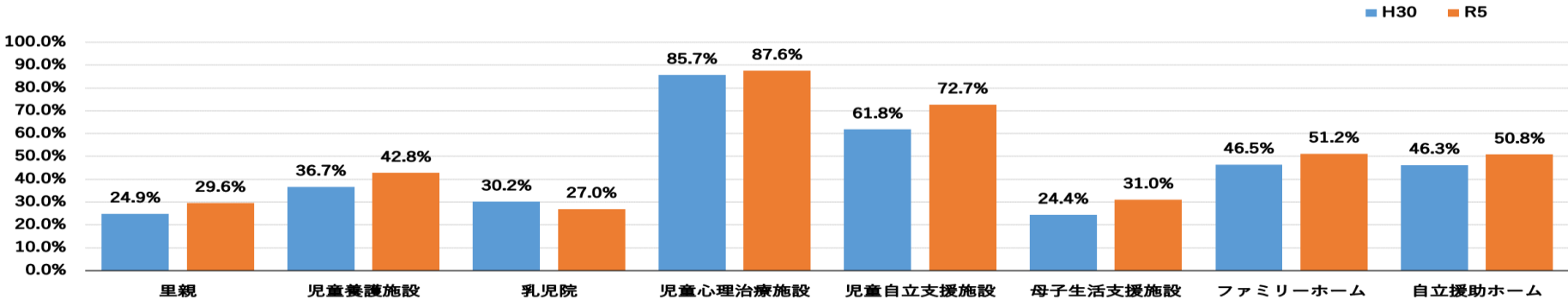
★ 里親登録者のうち、医療的ケア児のケアに必要な「医療職（医師、看護師等）資格」保有者の所在等の統計は存在せず。

⇒ 子ども家庭庁は、医療職有資格里親に関する統計を、初めて調査の上、本年末までに公表の方針。

○障害等のあるこどもの増加

社会的養護を必要とするこどもにおいては、全体的に障害等のあるこどもが増加しており、里親においては29.6%、児童養護施設においては42.8%が、障害等ありとなっている。

○社会的養護を必要とするこどものうち、障害等のあるこどもの割合



「医療的ケア児」との категорияがない！

○障害等のある児童数（里親・児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・ファミリーホーム・自立援助ホームの総数）

	総数	該当あり	心身の状況(複数回答)																			
			身体虚弱	肢体不自由	重度心身障害	視聴覚障害	視覚障害	聴覚障害	言語障害	知的障害	てんかん	外傷後ストレス障害(PTSD)	反応性愛着障害	注意欠陥多動性障害(ADHD)	学習障害(LD)	広汎性発達障害(自閉症スペクトラム)	チック	吃音症	発達性協調運動障害	高次脳機能障害	その他の障害等	LGBT
R5	41,182	17,061	642	174	49		221	144	300	5,010	410	979	2,498	5,462	738	5,341	436	241	212	32	2,972	136
	100.0%	41.4%	1.6%	0.4%	0.1%		0.5%	0.3%	0.7%	12.2%	1.0%	2.4%	6.1%	13.3%	1.8%	13.0%	1.1%	0.6%	0.5%	0.1%	7.2%	0.3%
H30	45,682	16,517	916	215	47		252	148	391	5,248	482	604	2,515	3,988	776	4,342	466	254	211	44	2,720	52
	100.0%	36.2%	2.0%	0.5%	0.1%		0.6%	0.3%	0.9%	11.5%	1.1%	1.3%	5.5%	8.7%	1.7%	9.5%	1.0%	0.6%	0.5%	0.1%	6.0%	0.1%
H25	47,777	13,554	1,358	251		386			505	5,043	564	428	1,453	2,244	551	2,764					2,122	
	100.0%	28.4%	2.8%	0.5%		0.8%			1.1%	10.6%	1.2%	0.9%	3.0%	4.7%	1.2%	5.8%					4.4%	
H20	48,154	11,655	1,771	300		417			618	3,940	586			1,249	526	1,374					3,904	
	100.0%	24.2%	3.7%	0.6%		0.9%			1.3%	8.2%	1.2%			2.6%	1.1%	2.9%					8.1%	
H15	45,407	9,181	1,731	274		365			636	3,147	591			816							3,834	
	100.0%	20.2%	3.8%	0.6%		0.8%			1.4%	6.9%	1.3%			1.8%							8.4%	

（※）「総数」は、社会的養護を必要とする必要な児童数。「該当あり」は、障害等のある児童数。

（※）「注意欠陥多動性障害（ADHD）」については、平成15年より、「広汎性発達障害」および「学習障害（LD）」については、平成20年より、「外傷性ストレス障害（PTSD）」および「反応性愛着障害」については、平成25年より、「重度心身障害」、「視覚障害」、「聴覚障害」、「チック」、「吃音症」、「発達性協調運動障害」、「高次脳機能障害」、「LGBT」については、平成30年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

（出典）こども家庭庁：児童養護施設入所児童等調査結果（各年2月1日現在）

里親での医療的ケア児に着目した特段の支援なし。
「ケアニーズに応じた里親支援」と、「見合う財政支援」がない。
(こども家庭庁からヒアリング〈2025年8月5日〉結果 その2)

● 里親・ファミリーホームにおいては、医療的ケア児であることに着目した特段の支援措置はない。

——「実親による医療的ケア児の在宅支援」と同様の以下の支援策は利用可能。

- ・「医療的ケア児センター」による相談、情報提供、助言等
- ・「訪問看護ステーション」の訪問看護(費用は措置費払いのため、無料)

➡ 医療的ケア児のケアニーズ評価に応じた、実親に代わる養育(=医療職資格者による里親？〈注〉)への評価、とそれに見合った財政支援がない。

〈注〉喀痰吸引等の行為向けの「第3号研修」類似の扱いの工夫はあり得るか？

乳児院、児童養護施設での「医療的ケア児加算」

(こども家庭庁支援局家庭福祉課調べ＜2025年8月5日＞結果 その3)

医療的ケア児等受入加算

- 医療的ケア児等のための「4人の生活単位」を設置し、養育体制の充実を図っている施設に対して、常勤職員2名及び非常勤職員を配置するための人件費を加算。

加算対象となっている医療的ケア児童数、施設数。(2024年3月末時点)

乳児院	12名(2施設:埼玉県1施設<1ユニット>、大阪府1施設<2ユニット>)
児童養護施設	1名(2施設:秋田県、大阪府各1施設<各1ユニット>)

(参考)

乳児院病虚弱等児童加算

(注)

喘息等での吸入療法、唾液や分泌物の吸引等の処置等介助が必要な児童等への対応として常勤看護師1名を配置するための措置費人件費等を加算。

(注)「介助」には、「日常介助」、「療育指導・訓練」、「処置等介助」、「観察と対応」、「通院介助」を含む。「処置等介助」が「医療的ケア」に相当。

対象児童数(2024年3月末時点)

565人

<目次>

1. 小児逆境体験克服には特定の大人との愛着形成	2
2. 「施設8割、里親2割」の日本	6
3. 「家庭養育原則」を導入。しかし進まない社会実装	12
4. 国の目標達成にはあと80年 !?	22
5. 再度の抜本的法改正等により、家庭養育原則の徹底を	26
6. 「医療的ケア児」にも子どもの権利、家庭養育を	34
7. 人材育成を含め、大きなパラダイムシフトが不可欠	40

社会的養育人材の能力・量の充実が急務。

- ★ 専門人材による科学に基づく「子どものソーシャルワーク」を能力・量ともに発展、充実させる事こそが急務。格段のスピードアップが必須。
- ★ こども家庭庁は、自治体・民間に丸投げ、突き放しをせず、全国の要保護・要支援児童が、等しく、一定水準以上の能力ある人材の下で健全養育されるよう、人材育成・確保態勢の実現に責任を負うべき。
- ★ そのため、国家資格としての「子ども家庭福祉士(仮称)」導入をはじめとする「社会的養育エコシステム」を、責任をもって構築、常時その維持に責任を負うべき。

- 児童相談所人材の能力向上、充実
- 市町村・福祉・教育現場人材の能力向上、充実
 - 自治体は「子ども家庭福祉士(仮称)」等中核的専門人材を長期配置。研修充実。
 - 児童家庭支援センター、里親支援センター等の人材の能力向上。
- 里親・特別養子養親・ファミリーホーム養育者の能力向上、充実
 - 国は、研修の格段の質・量向上を、自治体は、「上乘せ、横出し」を実践。
 - 「登録前研修＋5年毎更新研修」⇒「登録前研修＋頻回研修＋専門研修」、「特別養子養親研修」
- 児童福祉施設の人材の能力向上、充実
 - 高機能化、多機能化にふさわしい専門人材の必置化。施設採用要件の「中学卒」は再考すべき。
- 児童精神科医療の充実
 - 医学教育、診療報酬体系、人員配置基準の見直し、「医療と福祉の融合」等。
- 司法人材の児童ソーシャルワークの理解能力向上

「こども真ん中」社会に向けての社会的養育のパラダイムシフト

●「保護パラダイム」

(施設養育)



「養育パラダイム」

(里親など家庭養育)

●「虐待等からの救出」

(「保護」、「安全確保」で完結)



「逆境体験の克服とパーマネンシー保障」

(「心のケア」、「健全な発育、人格形成」重視)

●「大人の都合優先」

(サプライサイド偏重)



「子どものケアニーズ最重視・最優先」

(ディマンドサイド重視)

●「里子は可哀そう」

(事実の隠蔽)



「里子等、子どもは皆で育てよう！」

(社会全体で子ども家庭支援)

●「タックスイーターを容認」

(世代間連鎖)



「タックスパイヤーを育む」

(連鎖を断ち、自立を促進)